

「令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に係る被害に伴う労働保険料等の納付猶予を希望される事業主のみなさまへ」

山口労働局

災害によって事業財産に損失を受けたため、納期限内に労働保険料等を納付することが困難となった場合には、申請により一定期間その納付の猶予を受けることができます。

1 対象となる事業主

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に係る被害により、事業の経営のために直接必要な財産（事業財産）に相当の損失（おおむね 20%以上）を受けた事業主の方が対象になります。

2 対象となる労働保険料等

上記1の事業主の方のうち、損失を受けた日以後1年以内に納付する額が確定している労働保険料等（労働保険料、特別保険料及び一般拠出金）の全部又は一部が対象となります。

3 必要となる手続

納付の猶予を受けるためには、山口労働局又は県内の労働基準監督署に「納付の猶予申請書（災害猶予）」及び「被災明細書」を提出していただく必要があります。また、提出にあたっては、市町村長等が発行する公的な「被災等証明書」及び「直近分の決算書」を添付してください。

4 必要書類の入手方法

申請に必要な「納付の猶予申請書（災害猶予）」及び「被災明細書」は、山口労働局又は県内の労働基準監督署にあります。

また、[こちら](#)からダウンロードすることも可能です。

必要な書類を紛失した場合及びその他ご不明な点等につきましては、山口労働局又は最寄りの労働基準監督署（電話番号は[こちら](#)をご覧ください。）までご相談ください

【お問い合わせ先】
山口労働局 労働保険徴収室
☎ 083-995-0366